

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 1 月14日
【四半期会計期間】	第12期第 2 四半期(自平成22年 9 月1日至平成22年11月30日)
【会社名】	株式会社ECI
【英訳名】	ECI, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 鈴木 幹 雄
【本店の所在の場所】	東京都目黒区青葉台 4 ― 7 ― 7
【電話番号】	03(5452)0662
【事務連絡者氏名】	経理部長 田 辺 信 親
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区青葉台 4 ― 7 ― 7
【電話番号】	03(5452)0662
【事務連絡者氏名】	経理部長 田 辺 信 親
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第11期 第 2 四半期連結 累計期間	第12期 第 2 四半期連結 累計期間	第11期 第 2 四半期連結 会計期間	第12期 第 2 四半期連結 会計期間	第11期
会計期間	自 平成21年 6 月 1 日 至 平成21年 11月30日	自 平成22年 6 月 1 日 至 平成22年 11月30日	自 平成21年 9 月 1 日 至 平成21年 11月30日	自 平成22年 9 月 1 日 至 平成22年 11月30日	自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日
売上高 (千円)	112,233	37,643	39,014	7,930	327,465
経常損失 (千円)	385,324	342,970	177,776	175,449	749,875
四半期(当期)純損失 (千円)	371,731	343,720	178,153	175,824	780,721
純資産額 (千円)	—	—	247,120	149,056	124,464
総資産額 (千円)	—	—	466,418	294,188	400,098
1 株当たり純資産額 (円)	—	—	1,209.22	726.13	550.70
1 株当たり四半期 (当期)純損失金額 (円)	1,869.04	1,606.13	886.79	814.38	3,861.03
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	52.3	—	29.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	350,104	159,796	—	—	584,618
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	4,719	33	—	—	7,125
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	190,718	92,525	—	—	474,108
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	—	22,102	1,541	68,956
従業員数 (名)	—	—	40	35	37

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの第11期第 2 四半期連結累計(会計)期間、第12期第 2 四半期連結累計(会計)期間及び第11期は 1 株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

3. 第12期第 2 四半期連結会計期間の自己資本比率については、自己資本金額がマイナスのため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第 2 四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第 2 四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数(名)	35(2)
---------	-------

(注) 1 従業員数は就業人員数の記載であり、臨時従業員数は()内に当第 2 四半期連結会計期間の平均雇用人員を外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数(名)	33(2)
---------	-------

(注) 1 従業員数は就業人員数の記載であり、臨時従業員数は()内に当第 2 四半期会計期間の平均雇用人員を外数で記載しています。

第 2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

当第 2 四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成22年 9 月 1 日 至 平成22年11月30日)			
	受注高(千円)	前年同四半期 連結会計期間比 (%)	受注残高(千円)	前年同四半期 連結会計期間比 (%)
創薬及び創薬関連事業	—	—	—	—
創薬ツール供給事業	7,930	75.6	5,019	80.3
健康食品卸売事業	—	—	—	—
合計	7,930	76.7	5,019	94.0

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第 2 四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成22年 9 月 1 日 至 平成22年11月30日)	
	金額(千円)	前年同四半期 連結会計期間比 (%)
創薬及び創薬関連事業	—	—
創薬ツール供給事業	7,930	75.6
健康食品卸売事業	—	—
合計	7,930	79.7

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
GEヘルスケア・ジャパン(株)	2,919	7.5	3,966	50.0
GEHC HONG KONG	3,607	9.3	3,794	47.9
GEHC KOREA	—	—	170	2.2
(株)医療サポート	25,500	65.4	—	—
アステラス製薬(株)	5,022	14.8	—	—

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

- (1) 当第2四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。
- (2) 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社グループは、当第2四半期連結会計期間において175,824千円の四半期純損失ならびに82,677千円の営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。その結果、当第2四半期連結会計期間末において149,056千円の債務超過となっております。医薬品の研究開発には、長い期間と多額の費用が必要です。研究開発費は事業上の先行投資となり、その後の投資資金回収とはタイムラグが生じます。そのためベンチャー（バイオ）企業が当該事業を行う場合、数期にわたり当期純損失と営業活動によるキャッシュフローのマイナスを計上してしまう傾向があります。当社におきましても、癌治療薬ECI301が平成21年の6月に米国食品医薬品局（FDA: Food and Drug Administration）より新薬治験開始届（IND: Investigational New Drug）の承認を得て、プロトコール（治験手順）を決定し、現在、米国国立研究所にて慎重に第 相臨床試験が進められている段階にあり、治験関連費用等多額の研究開発投資が先行し、研究協力金ならびに細胞動態解析装置等の販売による収入では、研究開発費及び運転資金を賄うことができない状況が続いており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

A 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 経営成績の分析

当社グループは、創薬及び創薬関連事業、創薬ツール供給事業ならびに健康食品卸売事業において事業を展開しております。当第2四半期連結会計期間における売上高は7,930千円（前年同期と比べ31,083千円の減収）、営業損失は175,089千円（前年同期と比べ1,907千円の損失の減少）、経常損失は175,449千円（前年同期と比べ2,327千円の損失の減少）、四半期純損失は175,824千円（前年同期と比べ2,329千円の損失の減少）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

■ 創薬及び創薬関連事業

創薬及び創薬関連事業につきましては、当第2四半期連結会計期間は売上の計上はありませんでした。これは、中国における E C I 3 0 1 の一時金が未入金であること、抗炎症薬開発を目指す「フロント (FROUNT) 創薬開発プロジェクト」の共同研究が終了したことによります。営業損失は79,528千円（前年同期と比べ23,417千円の損失の減少）となりました。

■ 創薬ツール供給事業

包括的業務提携契約先で当社の機器の販売代理店である G E ヘルスケア・ジャパン株式会社（以下 GEHC社）等に対して売上高7,930千円（前年同期と比べ24,565千円減収）を計上しました。営業損失は24,335千円（前年同期と比べ14,089千円の損失の増加）となりました。

■ 健康食品卸売事業

子会社の㈱セルテにおいて健康食品卸売事業等を行っておりますが、当第2四半期連結会計期間は売上の計上はありませんでした。売上は前年同期と比べ215千円の減収、営業損失は1千円（前年同期と比べ利益は74千円減少）となりました。

(2) 財政状態の分析

（資産）

流動資産は、前連結会計年度末に比べて102,318千円減少し、146,585千円となりました。これは、現金及び預金が67,415千円、前渡金が46,248千円それぞれ減少したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて3,591千円減少し、147,602千円となりました。これは、固定資産の取得が14,651千円であったのに対し、減価償却累計額が14,295千円増加したことなどによります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて105,910千円減少し、294,188千円となりました。

（負債）

流動負債は、前連結会計年度末に比べて167,610千円増加し、259,870千円となりました。これは、未払金113,113千円、短期借入金が22,600千円それぞれ増加したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末と変わらず183,374千円となりました。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて167,610千円増加し、443,245千円となりました。

（純資産）

純資産合計は、前連結会計年度に比べて273,520千円減少し、149,056千円となりました。これは主に、資本金が35,100千円、資本剰余金が35,100千円増加、利益剰余金が343,720千円減少したことによります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、第1四半期連結会計期間末と比べて58,400千円減少し、1,541千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間において、営業活動の結果使用した資金は82,677千円(前年同期と比べ94,300千円の減少)となりました。これは主に、未払金が45,201千円、仕入債務が10,291千円それぞれ増加、売上債権が9,706千円減少したことなどによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間において、投資活動の結果得られた、または使用した資金はありませんでした(前年同期は339千円の使用)。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間において、財務活動の結果得られた資金は24,600千円(前年同期と比べ32,487千円の減少)となりました。これは、短期借入金の借入による収入が60,600千円及び短期借入金の返済による支出38,000千円によるものです。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は88,702千円です。

また、当第2四半期連結会計期間における研究開発活動の状況の内容は、次の通りであります。

(a) 癌治療薬ECI301開発プロジェクト

癌治療薬ECI301は、癌を攻撃する免疫細胞を癌炎症部位へ引きつける作用のあるタンパク質(MIP-1 α)から製造したバイオ医薬品です。放射線療法との併用によって、癌増殖抑制効果だけでなく転移抑制効果を示すことから、顕著な延命効果のあること、他の制癌剤に認められない非放射線照射部位の癌に対する縮小効果(アブスコパル効果)があること、投与法によってはほぼ半数が完全寛解に至ることなどが、既に動物実験にて明らかになっております。アブスコパル効果は、臨床的にはごくまれに見られる現象として知られていますが、ECI301を使用した動物実験では、実施した総ての実験において常に誘導されることが明らかになっております。癌死の主な原因であります癌の遠隔転移の治療に有効と期待され、そのユニークな治療効果が新しい癌治療薬として極めて有望であると国内外より高い評価を得ております。

当社は、平成21年5月に米国食品医薬品局(FDA)に対してECI301の新薬臨床試験開始届(IND)申請を行い、同年6月に、米国国立衛生研究所(NIH)の中核機関の一つである米国国立加齢研究所(NIA)との治験契約(CTA)締結に基づき、米国国立加齢研究所の治験審査委員会(IRB)において治験内容の審査・承認を受け、ECI301は現在、米国国立研究所で非小細胞肺癌の患者を対象として第 相臨床試験が進められています。第 相臨床試験では、放射線治療とECI301の併用による安全性と体内動態の確認を主目的に置きつつも、その薬効についても一部明らかになることが期待され、ECI301の腫瘍縮小効果を確認できる可能性があります。当社は、得られたすべての治験結果を米国国立加齢研究所と共有し、続いて実施する第 相臨床試験において制癌剤としての有効性が認められた場合は、当社から米国食品医薬品局に新薬承認申請(NDA)を行うことができる見通しです。

現在、米国国立研究所で進められている第 相臨床試験は、ECI301と放射線治療の併用によるものですが、その後、肝がんの治療法として、動物(マウス)実験レベルではありますが、ECI301とラジオ波治療と

の併用により顕著なアブスコパル効果が確認できたことが、当社と共同研究を行っております金沢大学医学部恒常性制御学講座（金子周一教授）から、米国癌学会の学術誌（Cancer Research 70号 6556-6565頁、2010年8月15日）に発表されました。また、放射線との併用ではなく、特定の物質とECI301を併用する従来とは概念の異なる新たながん薬物療法により、顕著な抗がん作用が得られることが当社研究所内での動物実験等で明らかになり、当社は本件に関しまして、平成22年8月、日本の特許庁に対して特許出願（出願名称：「医薬組成物ならびにそれを用いた癌の治療方法」）しております。当社は引き続き、ECI301のがん治療における広い応用を探究してまいります。

（b）フロント（FRONT）創薬開発プロジェクト

フロント創薬開発プロジェクトは、動脈硬化や慢性関節リウマチなどの難治性炎症疾患に対する副作用の少ない抗炎症薬を開発するプロジェクトです。フロントは、当社と東大医学系研究科が共同で世界に先駆けて発見した細胞内タンパク質（Nature Immunology誌に2005年発表）で、体内に起きる炎症の悪化に重要な役割を果たしています。フロントの機能を阻害しておくことで細胞が炎症局所へ移動しなくなることが確認されており、そのためフロント分子の阻害剤は、炎症の根本的な原因を断つことが出来る画期的な医薬品なる可能性があるかと期待されています。

当社は、炎症に関わるマクロファージ細胞内タンパク質であるフロントを標的とする抗炎症薬開発プロジェクトの一環として、平成17年から5年間に亘り、独立行政法人科学技術振興機構（JST）から委託開発事業研究開発費の支援を受け、「ケモカイン受容体CCR2特異的阻害物質」の研究開発を進めてまいりました。研究開発費の支援は本年3月に終了しましたが、本研究課題の5年間の研究開発成果につきまして、平成22年8月、JSTより「成功」の認定を受けました（詳しくは、URL <http://www.jst.go.jp/pr/info/info753/index.html> をご参照下さい）。

本研究開発で当社は、まず、フロントの機能を阻害する物質のスクリーニングシステムの構築に着手し、フロントなど必要遺伝子を導入した酵母を用いた細胞レベルでの高効率・高感度のアッセイ系を構築しました。一方、実際の細胞遊走活性の評価については、細胞の遊走軌跡を可視化し、2次元方向で継時的に解析・評価する当社独自開発のTAXIScanテクノロジーを用いて、精度の高い薬剤スクリーニング評価システムを構築しました。これら独自開発の薬剤スクリーニング評価システムを用いて、海外から入手した約2万のサンプル化合物をスクリーニングし、フロントの機能を阻害する198のサンプルに絞り込み、細胞レベルでの毒性試験と遊走阻害評価試験から、ヒト及びマウスでの種交差性のある3検体を獲得、その中から、動物実験での炎症の評価により、薬剤候補化合物1検体（#14：EN5295）を選抜し、成否認定基準である細胞遊走性阻害活性、細胞毒性、抗炎症作用危険率について、全てクリアしたことを確認しました。

今後当社は、薬剤候補化合物（#14：EN5295）に関しては、さらに薬効向上をめざした類似化合物の合成展開を行うこと等により、関節リウマチ、動脈硬化症などの難治性炎症疾患の創薬開発を目指してまいります。また、本研究開発の中で構築された酵母を用いた創薬開発システムは、細胞レベルでの特定の分子標的に対する効果を迅速かつ的確に検証できる特長を持つもので、他の多くの疾患の治療薬開発にも広く応用できるものであり、技術供与、ライセンス化等を通じて普及を図り、広く世界の医薬品開発の発展に尽力してまいります。

（5）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

基本方針の内容

当社は、細胞機能解析に基づくユニークかつオリジナリティーある創薬活動により人々の健康と医療への貢献を目指しており、これが当社の存在意義であり企業経営の根幹であると認識しております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は当社の企業価値の源泉を理解し、企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者であることが必要と考えております。

支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えており、当社株式の大量買付がなされる場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくなく、このような買い付けを行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような大量買付けに対しては必要かつ相当な対抗をする必要があると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は前記の経営理念に基づき、重点施策として(A)癌治療薬(ECI301)の臨床試験によるグローバル企業とのライセンス契約の締結、(B)当社のテクノロジーを生かした機器販売力の強化、(C)共同研究受託の促進、(D)新たなSEEDS(種)の育成に取り組んでおります。

とりわけ、最重要課題である癌治療薬(ECI301)については、開発ステージの進行に沿った形でライセンス契約交渉の結果が中期的業績に大きな影響を与えるものであります。

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組み

当社は平成21年7月21日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定するとともに、これに照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の基本方針の決定が支配されることにより当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることを防止するため、当社株式の大量取得行為に関する買収防衛策(以下「本プラン」という。)を導入いたしました。なお、本プランについては平成21年8月31日開催の定時株主総会において承認されております。

本プランの適用対象は、(A)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、(B)当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の所有割合及びその特別関係者(原則として金融商品取引法第27条の2第7項に定義された者をいう。)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付であります。

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はそれらの提案が行われる場合に、これら買付等を行う者に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての計画や代替案等を提示したり、買付者との交渉等を行っていくための手続を定めるものであります。買付者等には本プランに係る手続を遵守していただき、当社取締役会が新株予約権の無償割当(当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件等を付するものであります。)の実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

本プランにおいては、原則として、新株予約権の無償割当の実施、不実施等の判断についての取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した企業経営等に関する専門知識を有する者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主に対して適時に情報開示を行うことにより透明性を確保いたします。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断とその理由

(A)本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が株主に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のために大量買付者と協議・交渉等を行ったりすることを可能にすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記の基本方針に沿うものであります。

(B)次の理由から、この取組みは当社の株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ・本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足していること。
- ・本プランは平成21年8月31日開催の定時株主総会で承認されており、本プランの有効期間(3年間)の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の株主意思の確認がなされた場合、取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合はその時点で廃止されることとなっていること。
- ・本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主のために本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に判断を行う機関として独立委員会を設置すること。
- ・本プランは、独立委員会の勧告等、合理的かつ客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保していること。
- ・買付者が出現した場合、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を受けることができ、これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性が担保される仕組みとなっていること。
- ・本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により廃止することができるものと設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではないこと。

B 「2 事業等のリスク」に記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

「2 事業等のリスク」に記載した状況に対応すべく、当社グループは、事業資金の調達、売上増加及び経費削減に取り組んでおります。

事業資金の調達につきましては、当第2四半期中の当社株価が低迷して推移しましたことから、第12回新株予約権(権利行使価額:28,861円、株式発行総額:約10億円相当)の権利行使は進まず、平成22年11月30日現在の権利行使の累計額は208,800千円、未行使残高は791,700千円に止まっております。また、平成22年8月20日の取締役会で第三者割当による新株発行(発行株式数:3,900株、発行価格:18,000円、発行総額:70,200千円)を決議し、同月中に払込と増資手続きを完了して調達した資金につきましては、当初の使用目的どおり、当面の運転資金に充当しております。

売上増加につきましては、創薬及び創薬関連事業は収益性の高いプロジェクトに資源を集中投下してまいります。癌治療薬ECI301は、米国での臨床試験開始とともに、国内外の大手製薬会社とライセンス契約締結交渉を開始し、粘り強く交渉を続けてきました結果、平成22年4月には、中国の中稷実業投資有限公司(以下、「中稷社」と)と中国国内におけるECI301のライセンスアウト契約を含む戦略的提携基本合意契約を締結しました(なお、本件の契約一時金につきましては、入金の遅延から平成22年5月期の売上計上を見送りました。詳細につきましては、下記「**契約一時金の入金遅延の経緯について**」をご参照下さい)。しかしながらその後、本契約に基づいて中稷社から当社に支払われるべき契約一時金の決済が滞り、現在に至るまで支払われていないことから、平成22年12月中旬に当社は、中稷社の了解(「契約一時金の決済がなされるまではいつでも当社は、当社からの一方的通知により、ペナルティーなしで原契約を

破棄できる権利を有する」という内容の了解)を得た上で、他の大手製薬会社とECI301のライセンスアウト契約交渉を開始しました。また、韓国大手製薬会社とも、韓国国内におけるライセンス契約と同国での治験の共同開発、ならびに韓国政府の財政支援による「産官学共同R & Dプロジェクト(韓国南部の大邱市予定の先端医療複合団地開発計画)」への共同参加等を含む包括的提携を、平成23年5月期中にまとめるべく交渉を推進中です。他に、インドでもコンサルタント会社と契約し、提携候補となる製薬企業を絞り込んでライセンス契約交渉に入っており、マレーシア、シンガポール、台湾等のアジア諸国においても交渉を開始しております。一方、日本、米国、欧州の製薬企業とのグローバルな契約を視野に入れた提携に関しましては、平成22年6月に、米国の有力なライセンス契約支援コンサルタントであるGAC社とコンサルティング契約を締結し、GAC社の支援を受けながら大型契約を視野に、平成23年5月期中のライセンス契約締結の実現を目指しています。これらのライセンス契約締結となれば、段階に応じて契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティ収入が見込めます。創薬ツール供給事業に関しましては、国内外で研究会、セミナー等を開催し、機器の拡販に努めております。平成21年12月以降、上海、北京、大連で「ECI301とTAXIScanテクノロジー」についてのセミナーを開催し、成長目覚ましい中国市場の開拓に尽力してまいりましたが、その成果の一つとして、平成22年3月、天津天士力健康医療器械有限公司(中国大手製薬会社である天津天士力集团有限公司の子会社)と、同社に対して中国におけるTAXIScan-FL(蛍光細胞動態解析装置)の独占販売権を供与する契約の締結に至りました。10月には、今後の同社との提携関係を強化し、一段の拡販を目指す為、北京大学に共同研究と販売デモ用のTAXIScan-FLを設置しました。本契約に基づくTAXIScan-FLの販売は今下期から始まる予定です。

経費削減につきましては、研究開発に関連する取引先とは友好的な関係を維持しながらのコスト削減を進めております。今後も、採算重視の経営方針の徹底と経営合理化による原価・経費の削減を進める中で、安定した経営基盤の確立を図ってまいります。

しかしながら、資金調達に関しましては当社株価の低迷が続いており、現時点では新株予約権の具体的な権利行使時期ならびに権利行使額については不透明な状況にあります。また、中稷社との戦略的提携基本合意契約に関しまして、当社は契約を破棄できる権利をまだ行使していませんので本契約は今のところ有効ですが、本契約に基づく契約一時金は現実に入金確認できるまでは不確実な状況です。また、他の大手製薬会社とのECI301のライセンスアウト契約締結時期、金額、入金時期等も未確定であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

* 契約一時金の入金遅延の経緯について

当社は、平成22年4月27日に中稷実業投資有限公司(以下、中稷社)とECI301に関する戦略的提携基本合意契約を締結いたしました。当該契約書には契約一時金は5月中に支払われることが明記されており、入金の確実性に関して特段の問題はないとの判断から、会計監査人とも協議し、当初は、契約一時金は全額、平成22年5月期の売上に計上可能と判断しておりました。しかしながらその後、当初予定の5月末までに契約一時金の送金がなく、これについて、当社の取締役本部長が中稷社を訪問し、送金が遅延している理由及び今後の送金スケジュール等について確認の打合せを行いましたところ、送金遅延の理由は、先方(中稷社)の社内手続きの遅れが原因であることが判明しました。具体的には、「新規の外国企業向け送金に際しては、取引金額支払い前に必ず責任者と実務担当者が相手国を訪問し、取引先企業の本社と送金手続きについて打合せをする」という社内手続き(Due Diligence)規程がありますが、責任者と実務担当者のスケジュールの都合がつかず、5月中に弊社を訪問することができなかったため、送金がストップしているとのことでありました。

その後、中稷社の実務担当者は6月27日に当社に来訪し、当社の実務担当者と送金手続きの打合せを済ませ、契約一時金は、中国の外国為替指定銀行の外国為替審査手続きを経て、7月中旬(7/12~7/20)には着

金の見込みでしたが、7月20日までに入金を確認できませんでした。かかる事態に至り当社は、会計監査人とも協議いたしました結果、現時点では「入金の確実性が担保されている」と解釈するのは困難な状況であり、このような状況下では入金の確実性に関しまして、より慎重な判断が必要であることから、契約一時金の平成22年5月期売上計上の見送りました。

その後、送金遅延に関しまして、中稷社の経営陣に照会したところ（中稷社の経営陣は一貫して「契約は有効である旨」主張しています）、契約書記載の「支払方法」が社内手続き上の障害（共同研究所経由でないと支払いが困難）になっているとのことから、再度協議し、平成22年4月27日に締結した「戦略的提携基本合意契約書」の「支払方法」と「支払期日」に関する規約の一部を変更（当社と中稷社は早急に共同研究所を設立した上で、契約一時金は当該共同研究所を通して授受することで合意）し、双方とも契約内容の履行に協力することを確認いたしました。その後、共同研究所の設立作業を進める一方で、外資規制、その他で設立に要する期間の短縮策も含めて協議してきましたが、共同研究所の設立については有効な期間短縮策を見出せず、設立完了にはなお数カ月を要する見込みとなりましたことから、中稷社も契約一時金の決済については、研究所の設立とは切り離して解決することに同意し、在香港の関連子会社経由で11月中には当社に入金ということで合意しておりました。しかしながら11月中の入金はなく、その後も12月17日までに送金との約束を交わしましたが履行されなかったことから、当社は中稷社の了解（「契約一時金の決済がなされるまではいつでも、当社は、当社からの一方的通知により、ペナルティーなしで原契約を破棄できる権利を有する」という内容の了解）を得た上で、他の大手製薬会社とECI301のライセンスアウト契約交渉を開始しました。

一方、その後も中稷社からは、12月29日に在香港子会社の董事会を開催して送金の最終決議をするとの連絡はありましたが、本日までのところ中稷社からの送金の最終決議に関する正式な通知がないことから、最終決議はなかったものと推察しています（中稷社には、当社が他の製薬大手と交渉を行っている旨伝えてあります）。今後当社は、当面は中稷社からの送金を待つ一方で、他の大手製薬会社との早期契約締結に注力していく所存です。

第 3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第 2 四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000
計	750,000

【発行済株式】

種類	第 2 四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年 1 月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	215,900	215,900	名古屋証券取引所 セントレックス	(注) 2
計	215,900	215,900	—	(注) 2

(注) 1 提出日現在発行数には、平成23年 1 月 1 日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

第 1 回新株予約権(平成15年 4 月 8 日臨時株主総会決議に基づく平成15年 4 月 8 日取締役会決議)

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり10,000 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成17年 4 月 9 日から 平成25年 4 月 8 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割

もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 平成16年 7 月 2 日開催の取締役会決議に基づき、平成16年 7 月30日をもって 1 株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は2,814株から28,140株に、新株予約権の行使時の払込金額は100,000円から10,000円に調整しております。また、発行価格を100,000円から10,000円に資本組入額を50,000円から5,000円に調整しております。
- 4 新株予約権の行使の条件
- 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。
- 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5 当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

第2回新株予約権(平成15年4月8日臨時株主総会決議に基づく平成15年4月8日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	51
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	510 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり10,000 (注)2、3
新株予約権の行使期間	平成17年4月9日から 平成25年4月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は366株から3,660株に、新株予約権の行使時の払込金額は100,000円から10,000円に調整しております。また、発行価格を100,000円から10,000円に資本組入額を50,000円から5,000円に調整しております。

- 4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の社外協力者たる地位を保有していることとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 5 当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

第3回新株予約権(平成15年10月24日臨時株主総会決議に基づく平成15年10月27日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	109
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,090 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり50,000 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 平成16年7月2日開催の取締役会決議に基づき、平成16年7月30日をもって1株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は190株から1,900株に、新株予約権の行使時の払込金額は500,000円から50,000円に調整しております。また、発行価格を500,000円から50,000円に資本組入額を250,000円から25,000円に調整しております。

- 4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 5 当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

第 5 回新株予約権(平成15年10月24日臨時株主総会決議に基づく平成16年 5 月28日取締役会決議)

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり50,000 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 平成16年 7 月 2 日開催の取締役会決議に基づき、平成16年 7 月30日をもって 1 株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は60株から600株に、新株予約権の行使時の払込金額は500,000円から50,000円に調整しております。また、発行価格を500,000円から50,000円に資本組入額を250,000円から25,000円に調整しております。

- 4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 5 当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

第 6 回新株予約権(平成16年 5 月28日臨時株主総会決議に基づく平成16年 5 月28日取締役会決議)

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	750 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 50,000 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成18年 5 月29日から 平成26年 5 月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 平成16年 7 月 2 日開催の取締役会決議に基づき、平成16年 7 月30日をもって 1 株を10株に分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は105株から1,050株に、新株予約権の行使時の払込金額は 500,000円から50,000円に調整しております。また、発行価格を500,000円から50,000円に資本組入額を 250,000円から25,000円に調整しております。

- 4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 5 当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

第 7 回新株予約権(平成16年 5 月28日臨時株主総会決議に基づく平成16年 7 月30日取締役会決議)

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	165
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,650 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり50,000 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成18年 5 月29日から 平成26年 5 月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- 2 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。
$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。
$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$
- 3 新株予約権の行使の条件
新株予約権者の割当を受けた者が当社の取締役、監査役及び従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認めた退任及び退職の場合にはこの限りではない。
新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
その他の条件については、臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4 当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。

第11回新株予約権(平成21年5月18日臨時株主総会決議に基づく平成21年6月8日取締役会決議)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	999
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,990 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり50,000 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成21年6月25日から 平成25年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数 10株

なお、当社が、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、同様)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨ててのものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(または株式併合)の比率

また、上記の他、決議日以降、付与株式数の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、50,000円(臨時株主総会基準日の前日4月6日における名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の192%)とする。なお、割当日以後、当社が普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

また、割当日以後、当社が当社普通株式について時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

ただし、新株式の発行又は自己株式の処分が、新株予約権の行使により行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役であることを要求する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

第12回新株予約権(平成22年1月12日取締役決議)

区分	第 2 四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	91
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,300 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり28,861 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成22年 1月29日から 平成24年 1月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 28,861 資本組入額 14,430.50
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権 1 個につき目的となる株式数 300株

なお、当社が、株式分割、または株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割又は併合の比率

また、割当当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く）、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

2 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の 式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は四捨五入するものとする。

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、上記の場合のほか、時価を下回る払込金額をもって当社普通株式が交付される場合、株式分割又は株式無償割当により当社株式を発行する場合、取得請求権付き株式であって、その取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年9月1日～ 平成22年11月30日	-	215,900	-	2,766,644	-	3,893,280

(6) 【大株主の状況】

平成22年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
金 澤 (常任代理人 鈴木幹雄)	995-16, DAECHEI-DONG, KANGNAM-KU, SEOUL, KOREA (神奈川県川崎市中原区)	23,950	11.09
中国ベンチャー投資株式会社	東京都中央区日本橋茅場町2-4-5	16,160	7.48
金ヶ崎 士朗	東京都目黒区	8,360	3.87
東洋システム株式会社	東京都立川市柴崎町2-3-17	5,375	2.49
ファイナンス アンド テクノロ ジー インターナショナル イン ク (常任代理人 鈴木幹雄)	995-16, DAECHEI-DONG, KANGNAM-KU, SEOUL, KOREA (神奈川県川崎市中原区)	4,600	2.13
有限会社オオエイ商事	東京都杉並区上井草4-15-19	4,112	1.90
南開工業株式会社	神奈川県南足柄市儘下350	3,730	1.73
飯田 哲郎	東京都福生市	2,828	1.31
鈴木 幹雄	神奈川県川崎市中原区	2,276	1.05
須和 康文	宮城県仙台市若林区	1,971	0.91
計	—	73,362	33.98

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 215,900	215,900	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	215,900	—	—
総株主の議決権	—	215,900	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には証券保管振替機構名義の株式が33株含まれております。

2 「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数33個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	32,800	31,100	22,290	18,800	18,000	20,000
最低(円)	24,700	19,100	17,000	16,400	12,900	12,900

(注) 株価は、名古屋証券取引所セントレックス市場におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までに役員の異動はありません。

第 5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第 2 四半期連結会計期間(平成21年 9 月 1 日から平成21年11月30日まで)及び前第 2 四半期連結累計期間(平成21年 6 月 1 日から平成21年11月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第 2 四半期連結会計期間(平成22年 9 月 1 日から平成22年11月30日まで)及び当第 2 四半期連結累計期間(平成22年 6 月 1 日から平成22年11月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づき、前第 2 四半期連結会計期間(平成21年 9 月 1 日から平成21年11月30日まで)及び前第 2 四半期連結累計期間(平成21年 6 月 1 日から平成21年 11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第 2 四半期連結会計期間(平成22年 9 月 1 日から平成22年11月30日まで)及び当第 2 四半期連結累計期間(平成22年 6 月 1 日から平成22年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人元和により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,541	68,956
売掛金	4,718	24,547
商品及び製品	51,150	67,755
原材料及び貯蔵品	69,180	7,546
前渡金	10,000	56,248
前払費用	712	9,199
未収消費税等	6,197	11,561
その他	3,084	3,089
流動資産合計	146,585	248,904
固定資産		
有形固定資産		
建物	33,914	33,914
減価償却累計額	17,405	16,110
建物(純額)	16,508	17,803
工具、器具及び備品	842,824	831,512
減価償却累計額	778,646	765,646
工具、器具及び備品(純額)	64,178	65,866
有形固定資産合計	80,686	83,669
無形固定資産		
ソフトウェア	700	1,150
無形固定資産合計	700	1,150
投資その他の資産		
敷金及び保証金	66,029	66,113
破産更生債権等	89,876	89,876
貸倒引当金	89,876	89,876
その他	186	260
投資その他の資産合計	66,215	66,374
固定資産合計	147,602	151,194
資産合計	294,188	400,098

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	14,810	4,061
短期借入金	47,600	25,000
未払金	151,236	38,123
未払法人税等	20,540	12,387
前受金	5,019	4,250
その他	20,662	8,437
流動負債合計	259,870	92,259
固定負債		
長期預り金	183,374	183,374
固定負債合計	183,374	183,374
負債合計	443,245	275,634
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,766,644	2,731,544
資本剰余金	3,893,280	3,858,180
利益剰余金	6,816,695	6,472,975
株主資本合計	156,770	116,750
新株予約権	7,713	7,713
純資産合計	149,056	124,464
負債純資産合計	294,188	400,098

(2)【四半期連結損益計算書】
【第 2 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成21年11月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成22年11月30日)
売上高	112,233	37,643
売上原価	1 77,252	1 17,256
売上総利益	34,981	20,386
販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費合計	2 418,621	2 362,717
営業損失 ()	383,640	342,330
営業外収益		
受取利息	31	6
雑収入	81	59
営業外収益合計	112	65
営業外費用		
支払利息	-	5
株式交付費	954	275
為替差損	842	424
営業外費用合計	1,796	706
経常損失 ()	385,324	342,970
特別利益		
貸倒引当金戻入額	50	-
主要株主株式短期売買利益返還益	2,864	-
前期損益修正益	11,479	-
特別利益合計	14,394	-
特別損失		
固定資産除却損	51	-
特別損失合計	51	-
税金等調整前四半期純損失 ()	370,981	342,970
法人税、住民税及び事業税	750	750
法人税等合計	750	750
少数株主損益調整前四半期純損失 ()	371,731	343,720
四半期純損失 ()	371,731	343,720

【第 2 四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第 2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 9 月 1 日 至 平成21年11月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成22年 9 月 1 日 至 平成22年11月30日)
売上高	39,014	7,930
売上原価	¹ 18,519	¹ 5,447
売上総利益	20,494	2,483
販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費合計	² 197,491	² 177,572
営業損失 ()	176,997	175,089
営業外収益		
雑収入	-	59
営業外収益合計	-	59
営業外費用		
支払利息	-	5
株式交付費	318	-
為替差損	460	414
営業外費用合計	779	420
経常損失 ()	177,776	175,449
特別利益		
貸倒引当金戻入額	50	-
特別利益合計	50	-
特別損失		
固定資産除却損	51	-
特別損失合計	51	-
税金等調整前四半期純損失 ()	177,778	175,449
法人税、住民税及び事業税	375	375
法人税等合計	375	375
少数株主損益調整前四半期純損失 ()	178,153	175,824
四半期純損失 ()	178,153	175,824

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年11月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	370,981	342,970
減価償却費	30,940	18,084
受取利息及び受取配当金	31	6
為替差損益(は益)	627	109
株式交付費	954	275
前期損益修正損益(は益)	11,479	-
有形固定資産除却損	51	-
売上債権の増減額(は増加)	8,020	19,828
たな卸資産の増減額(は増加)	22,193	45,029
前渡金の増減額(は増加)	2,162	46,248
未収消費税等の増減額(は増加)	20,699	5,363
その他の流動資産の増減額(は増加)	2,575	8,492
その他の固定資産の増減額(は増加)	-	14,458
仕入債務の増減額(は減少)	12,657	10,749
預り金の増減額(は減少)	746	11,801
前受金の増減額(は減少)	10,546	769
未払金の増減額(は減少)	8,867	113,113
その他の流動負債の増減額(は減少)	1,170	7,826
小計	348,622	159,802
利息及び配当金の受取額	31	6
法人税等の支払額	1,513	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	350,104	159,796
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,719	117
敷金及び保証金の回収による収入	-	83
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,719	33
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期預り金による収入	17,344	-
株式の発行による収入	172,464	69,925
短期借入金の借入による収入	-	60,600
短期借入金の返済による支出	-	38,000
新株予約権の発行による収入	910	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	190,718	92,525
現金及び現金同等物に係る換算差額	610	109
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	164,716	67,415
現金及び現金同等物の期首残高	186,818	68,956
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 22,102	1 1,541

【継続企業の前提に関する事項】

当第2四半期連結累計期間(自 平成22年6月1日 至 平成22年11月30日)

当社グループは、当第2四半期連結会計期間において175,824千円の四半期純損失ならびに82,677千円の営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。その結果、当第2四半期連結会計期間末において149,056千円の債務超過となっております。医薬品の研究開発には、長い期間と多額の費用が必要です。研究開発費は事業上の先行投資となり、その後の投資資金回収とはタイムラグが生じます。そのためベンチャー（パイオ）企業が当該事業を行う場合、数期にわたり当期純損失と営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上してしまう傾向があります。当社におきましても、現在、癌治療薬ECI301が米国国立研究所で第 相臨床試験が進められている段階にあり、多額の研究開発投資が先行し研究協力金ならびに細胞動態解析装置等の販売による収入では、研究開発費及び運転資金を賄うことができない状況が続いており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当該状況に対応すべく、当社グループは事業資金の調達、売上増加及び経費削減に取り組んでおります。

事業資金の調達につきましては、当第2四半期中の当社株価が低迷して推移しましたことから、第12回新株予約権（権利行使価額：28,861円、株式発行総額：約10億円相当）の権利行使は進まず、平成22年11月30日現在の権利行使の累計額は208,800千円、未行使残高は791,700千円に止まっております。なお、平成22年8月20日の取締役会で第三者割当による新株発行（発行株式数：3,900株、発行価格：18,000円、発行総額：70,200千円）を決議し、同月中に払込と増資手続きを完了して調達した資金につきましては、当初の使用目的どおり、当面の運転資金に充当しております。

売上増加につきましては、創薬及び創薬関連事業は収益性の高いプロジェクトに資源を集中投下してまいります。癌治療薬ECI301は、米国での臨床試験開始に合わせて、国内外の大手製薬会社とライセンス契約締結交渉を開始し、粘り強く交渉を続けてきました結果、平成22年4月には、中国の中稷実業投資有限公司（以下、「中稷社」）と中国国内におけるECI301のライセンスアウト契約を含む戦略的提携基本合意契約を締結しました。しかしその後、本契約に基づいて中稷社から当社に支払われるべき契約一時金の決済が滞り、現在に至るまで支払われていないことから、平成22年12月中旬に当社は、中稷社の了解（「契約一時金の決済がなされるまではいつでも当社は、当社からの一方的通知により、ペナルティーなしで原契約を破棄できる権利を有する」という内容の了解）を得た上で、他の大手製薬会社とECI301のライセンスアウト契約交渉を開始しました。また、韓国の大手製薬会社とも、韓国国内におけるライセンス契約と同国での治験の共同開発、ならびに韓国政府の財政支援による「産官学共同R & Dプロジェクト（韓国南部の大邱市予定の先端医療複合団地開発計画）」への共同参加等を含む包括的提携を、平成23年5月期中にまとめるべく交渉を推進中です。他に、インドでもコンサルタント会社と契約し、提携候補となる製薬企業を絞り込んでライセンス契約交渉に入っており、マレーシア、シンガポール、台湾等のアジア諸国においても交渉を開始しております。一方、日本、米国、欧州の製薬企業とのグローバルな契約を視野に入れた提携に関しましては、平成22年6月に、米国の有力なライセンス契約支援コンサルタントであるGAC社とコンサルティング契約を締結し、GAC社の支援を受けながら大型契約を視野に、平成23年5月期中のライセンス契約締結の実現を目指しています。これらのライセンス契約締結となれば、段階に応じて契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティ収入が見込めます。創薬ツール供給事業に関しましては、国内外で研究会、セミナー等を開催し、機器の拡販に努めております。平成21年12月以降、上海、北京、大連で「ECI301とTAXIScanテクノロジー」についてのセミナーを開催し、成長目覚ましい中国市場の開拓に尽力してまいりましたが、その成果の一つとして、平成22年3月、天津天士力健康医療器械有限公司（中国の大手製薬会社である天津天士力集团有限公司の子会社）と、同社に対して中国におけるTAXIScan-FL（蛍光細胞動態解析装置）の独占販売権を供与する契約の締結に至りました。10月には、今後

の同社との提携関係を強化し一段の拡販を目指す為、北京大学に共同研究と販売デモ用のTAXIScan-FLを設置しました。本契約に基づくTAXIScan-FL の販売は今下期から始まる予定です。

経費削減につきましては、研究開発に関連する取引先とは友好的な関係を維持しながらのコスト削減を進めております。今後も、採算重視の経営方針の徹底と経営合理化による原価・経費の削減を進める中で、安定した経営基盤の確立を図ってまいります。

しかしながら、資金調達に関しましては当社株価の低迷が続いており、現時点では新株予約権の具体的な権利行使時期ならびに権利行使額については不透明な状況にあります。また、中稷社との戦略的提携基本合意契約に関しましても、当社は契約を破棄できる権利をまだ行使していませんので本契約は今のところ有効ですが、本契約に基づく契約一時金は現実に入金を確認できるまでは不確実な状況です。また、他の大手製薬会社とのECI301のライセンスアウト契約締結時期、金額、入金の時期等も未確定であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第 2 四半期連結累計期間(自 平成22年 6 月 1 日 至 平成22年11月30日)

「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当第 1 四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年 3 月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年 3 月31日)を適用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響額はありません。

【表示方法の変更】

当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成22年11月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年 3 月24日 内閣府令第 5 号)の適用に伴い、当第 2 四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。

当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成22年 9 月 1 日 至 平成22年11月30日)
(四半期連結貸借対照表関係) 前第 2 四半期連結会計期間において、投資その他の資産の「投資有価証券」を区分掲記しておりましたが、金額的重要性が減少したため、当第 2 四半期連結会計期間においては「その他」に含めて表示することとしました。なお、当第 2 四半期連結会計期間の投資その他の資産の「その他」に含まれる「投資有価証券」は0千円であります。
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年 3 月24日 内閣府令第 5 号)の適用に伴い、当第 2 四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第 2 四半期連結累計期間(自 平成22年 6 月 1 日 至 平成22年11月30日)
該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第 2 四半期連結累計期間(自 平成22年 6 月 1 日 至 平成22年11月30日)
該当事項はありません。

【追加情報】

当第 2 四半期連結累計期間(自 平成22年 6 月 1 日 至 平成22年11月30日)
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

第 2 四半期連結累計期間

前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成21年11月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成22年11月30日)
1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。 472千円	1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。 495千円
2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりです。 役員報酬 29,019千円 給与手当 70,699千円 研究開発費 212,275千円 業務委託費 26,471千円 減価償却費 1,672千円	2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりです。 役員報酬 29,543千円 給与手当 53,891千円 研究開発費 180,285千円 業務委託費 20,312千円 減価償却費 3,347千円

第 2 四半期連結会計期間

前第 2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 9 月 1 日 至 平成21年11月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成22年 9 月 1 日 至 平成22年11月30日)
1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。 58千円	1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。 228千円
2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりです。 役員報酬 14,635千円 給与手当 32,962千円 研究開発費 110,887千円 地代家賃 9,722千円 減価償却費 836千円	2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりです。 役員報酬 14,908千円 給与手当 25,356千円 研究開発費 88,702千円 地代家賃 8,139千円 減価償却費 2,812千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成21年11月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成22年11月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 22,102千円 計 22,102千円 現金及び現金同等物 22,102千円	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 1,541千円 計 1,541千円 現金及び現金同等物 1,541千円

(株主資本等関係)

当第 2 四半期連結会計期間末(平成22年11月30日)及び当第 2 四半期連結累計期間(自 平成22年 6 月 1 日 至 平成22年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第 2 四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	215,900

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項 第12回新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	普通株式	27,300	6,714
連結子会社	—	—	—
合計		27,300	6,714

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	—	—	999
連結子会社	—	—	—
合計		—	999

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

第三者割当増資により、当第2四半期連結累計期間において資本金が35,100千円、資本剰余金が35,100千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が2,766,644千円、資本剰余金が3,893,280千円となっております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)

	創薬及び創薬 関連事業 (千円)	創薬ツール 供給事業 (千円)	健康食品事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	6,303	32,496	215	39,014	—	39,014
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	6,303	32,496	215	39,014	—	39,014
営業利益又は営業損失()	102,946	10,246	72	113,119	63,877	176,997

(注) 1 事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する主な製品等

事業区分	主要製品等
創薬及び創薬関連事業	創薬シード及び創薬基盤技術
創薬ツール供給事業	理化学機器
健康食品卸売事業	健康食品原料

前第2四半期連結累計期間(自 平成21年6月1日 至 平成21年11月30日)

	創薬及び創薬 関連事業 (千円)	創薬ツール 供給事業 (千円)	健康食品事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	11,325	44,965	55,942	112,233	—	112,233
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	11,325	44,965	55,942	112,233	—	112,233
営業利益又は営業損失()	197,285	37,089	5,496	228,878	154,761	383,640

(注) 1 事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する主な製品等

事業区分	主要製品等
創薬及び創薬関連事業	創薬シード及び創薬基盤技術
創薬ツール供給事業	理化学機器
健康食品卸売事業	健康食品原料

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自 平成21年6月1日 至 平成21年11月30日)

在外連結子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第 2 四半期連結会計期間(自 平成21年 9 月 1 日 至 平成21年11月30日)

	アジア・オセアニア	北米・欧州	計
海外売上高(千円)	3,647	428	4,076
連結売上高(千円)	—	—	39,014
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	9.4	1.1	10.4

- (注) 1 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
2 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
(1)アジア・オセアニア・・・韓国、中国
(2)北米・欧州・・・・・・・・アメリカ

前第 2 四半期連結累計期間(自 平成21年 6 月 1 日 至 平成21年11月30日)

	アジア・オセアニア	北米・欧州	計
海外売上高(千円)	3,647	838	4,486
連結売上高(千円)	—	—	112,233
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	3.3	0.8	4.0

- (注) 1 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
2 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
(1)アジア・オセアニア・・・韓国、中国
(2)北米・欧州・・・・・・・・アメリカ、イギリス

【セグメント情報】

(追加情報)

当第 1 四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年 3 月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3 月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、取扱う製品・サービスによって事業を、「創薬及び創薬関連事業」、「創薬ツール供給事業」及び「健康食品卸売事業」の 3 事業に区分しており、報告セグメントとしております。各事業は取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

「創薬及び創薬関連事業」は、創薬シード及び創薬基盤技術の開発を行っています。「創薬ツール供給事業」は理化学機器の開発、販売を行っています。「健康食品卸売事業」は健康食品原料の卸売り及び農業用サプリメントの卸売りを行っています。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第 2 四半期連結累計期間(自 平成22年 6 月 1 日 至 平成22年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額
	創薬及び 創薬関連事業	創薬ツール 供給事業	健康食品 卸売事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	4,047	32,671	924	37,643	—	37,643
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	4,047	32,671	924	37,643	—	37,643
セグメント利益又は損失()	161,001	30,313	406	190,908	151,422	342,330

(注) 1 セグメント利益の調整額 151,422千円は、報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用であります。

2 セグメントの利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第 2 四半期連結会計期間(自 平成 22 年 9 月 1 日 至 平成22年11月30日)

(単位：千
円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額
	創薬及び 創薬関連事業	創薬ツール 供給事業	健康食品 卸売事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	—	7,930	—	7,930	—	7,930
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	—	7,930	—	7,930	—	7,930
セグメント利益又は損失()	79,528	24,335	1	103,864	71,224	175,089

(注) 1 セグメント利益の調整額 71,224千円は、報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用であります。

2 セグメントの利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第 2 四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第 2 四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成22年 9 月 1 日 至 平成22年11月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成22年 9 月 1 日 至 平成22年11月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点で本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第 2 四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末 (平成22年 5 月31日)
726.13円	550.70円

2 1 株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額

第 2 四半期連結累計期間

前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成21年11月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成22年11月30日)
1 株当たり四半期純損失 1,869.04円 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益 ー円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1 株当たり四半期純損失 1,606.13円 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益 ー円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成21年11月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成22年11月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	371,731	343,720
普通株式に係る四半期純損失(千円)	371,731	343,720
普通株主に帰属しない金額(千円)	ー	ー
普通株式の期中平均株式数(株)	198,889	214,006
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	第 1 回新株予約権 400株 第 2 回新株予約権 610株 第 3 回新株予約権 1,090株 第 5 回新株予約権 200株 第 6 回新株予約権 750株 第 7 回新株予約権 1,650株 第10回新株予約権 18,000株 第11回新株予約権 9,990株 なお、これらの概況は「第 4 提出会社の状況、1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	ー

第 2 四半期連結会計期間

前第 2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 9 月 1 日 至 平成21年11月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成22年 9 月 1 日 至 平成22年11月30日)
1 株当たり四半期純損失 886.79円 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益 ー円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1 株当たり四半期純損失 814.38円 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益 ー円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第 2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 9 月 1 日 至 平成21年11月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成22年 9 月 1 日 至 平成22年11月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	178,153	175,824
普通株式に係る四半期純損失(千円)	178,153	175,824
普通株主に帰属しない金額(千円)	ー	ー
普通株式の期中平均株式数(株)	200,898	215,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	第 1 回新株予約権 400株 第 2 回新株予約権 610株 第 3 回新株予約権 1,090株 第 5 回新株予約権 200株 第 6 回新株予約権 750株 第 7 回新株予約権 1,650株 第10回新株予約権 18,000株 第11回新株予約権 9,990株 なお、これらの概況は「第 4 提出会社の状況、1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	ー

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 1月13日

株式会社 E C I
取締役会 御中

監 査 法 人 元 和

指定社員 公認会計士 塩 野 治 夫 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 臼 井 聡 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ECIの平成21年6月1日から平成22年5月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年6月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ECI及び連結子会社の平成21年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当第2四半期連結会計期間においても、178,153千円の四半期純損失ならびに営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上している。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象として以下の記載がなされている。

平成21年12月4日及び17日に第10回新株予約権の行使があった旨

平成21年12月1日に運転資金の調達として借入を行った旨

平成22年1月12日開催の取締役会において第三者割当による新株予約権の発行を決議した旨

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年1月13日

株式会社ECI

取締役会 御中

監 査 法 人 元 和

指定社員
業務執行社員

公認会計士

塩 野 治 夫

指定社員
業務執行社員

公認会計士

臼 井 聡

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ECIの平成22年6月1日から平成23年5月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年6月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ECI及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当第2四半期連結会計期間において、175,824千円の四半期純損失ならびに82,677千円の営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しており、その結果、当第2四半期連結会計期間末において149,056千円の債務超過になっている。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。